

第5期障がい福祉計画等分野別検討組織（部会）（案）

検討部会	検討組織	主な検討事項 (現計画の基本方針で整理)	担当G (主体となるG)
<p>地域移行・ 地域生活支 援部会</p>	<p>北海道自立支援協議会</p>	<p>○相談支援体制の充実 ○障がい者の地域移行への移行の促進 ○精神障がい者の退院促進 (→精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築) ○地域生活の継続に向けた支援 ○サービス基盤の地域間格差の縮小 ○ライフスタイルを通じた関係機関との連携強化 ○共生型事業の推進 ○災害に備えた地域づくりの推進</p>	<p>○制度 社会参加 基盤 精神 計画</p>
<p>権利擁護 部会</p>	<p>北海道障がい者施策推進審議会 「権利擁護部会」(新設)</p>	<p>○権利擁護の推進 ・暮らしづらさの解消に向けた取組 ・障がい者虐待の防止 ・差別解消に向けた取組 ・成年後見制度利用促進</p>	<p>○制度</p>
<p>就労支援 部会</p>	<p>北海道障がい者就労支援推進委員会</p>	<p>○就労支援の充実 ・道民、企業、行政等の応援体制づくり ・福祉的就労の底上げ ・一般就労の推進 ・多様な就労の場の確保</p>	<p>○社会参加</p>
<p>障がい児 ・発達障 害部会</p>	<p>北海道発達支援推進協議会</p>	<p>○障がい児支援の充実 (医療的ケア児支援分野における検討事項を除く。) ・障がい児支援体制の整備 ・発達障がい児(者)と家族への支援 ・教育との連携</p>	<p>○制度 社会参加</p>
<p>医療的ケ ア児支援部 会</p>	<p>北海道障がい者施策推進審議会 「医療的ケア児支援部会」</p>	<p>○医療を必要とする在宅障がい児(者)への支援 ・医療的ケア児に対するレスパイトの拡充 ・医療的ケア児を支える関係機関との連携構築 ・医療を必要とする在宅の重度障がい者への支援 ・難病等である人への支援</p>	<p>○社会参加 制度</p>

※各部会毎に、必要があれば臨時委員を加える。